

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	イー・ガーディアン株式会社
【英訳名】	E-Guardian Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 康久
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 5575 - 2561
【事務連絡者氏名】	常務取締役 溝辺 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 5575 - 2561
【事務連絡者氏名】	常務取締役 溝辺 裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第14期 第1四半期 累計期間	第15期 第1四半期 累計期間	第14期
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成22年10月1日 至平成23年9月30日
売上高(千円)	443,354	496,872	1,907,787
経常利益(千円)	58,281	14,607	161,477
四半期(当期)純利益(千円)	31,359	5,647	88,120
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	334,002	337,326	337,326
発行済株式総数(株)	1,656,700	1,681,600	1,681,600
純資産額(千円)	862,535	923,184	925,945
総資産額(千円)	1,076,423	1,169,199	1,214,736
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	21.79	3.36	54.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	21.11	3.32	53.44
1株当たり配当額(円)	-	-	5.00
自己資本比率(%)	80.1	79.0	76.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表の作成をしておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来事象に関する予測・見通し等は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであり、それらには不確実性が内在し将来の結果とは大きく異なる可能性があります。

#### (1)業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、東日本大震災の発生による景気の停滞からは回復の兆しが見られたものの、円高やデフレといった状態が続き、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、モバイルを含む国内のインターネット関連市場におきましては、ブロードバンド環境の普及やスマートフォンの台頭による携帯電話の高速データ通信や定額料金の見直し等を背景に引き続き市場成長が継続しており、今後もインターネットにおける技術革新はますます進み、様々なサービスが展開されていくものと予想されます。

また、投稿掲示板やブログ・SNSなどのコミュニティサイトを含むソーシャルWEBサービス( )の活性化が進む一方で、こうしたソーシャルWEBサービスを利用したネットワーク犯罪やなりすましによる不正アクセス禁止法違反等のサイバー犯罪は年々増加傾向にあるため、ソーシャルWEBサービスの安全性を求める声は一層高まりを見せており、ユーザーが安心して利用できるよう監視サービスのニーズはますます増加していくものと思われま。

#### 用語説明

( ) SNSやブログ等のソーシャルメディアや、ソーシャルゲーム、ソーシャルコマースなどの、個人同士双方向のコミュニケーションが介在する全てのインターネットメディア

このような環境のもと、当社はエンドユーザーであるインターネット利用者が、いかに安心・安全かつ健全にソーシャルWEBサービスを活用できるか、「楽しい」と感じられるかが重要なファクターであると考え、経営理念をこれまでの「We guard all」から新たに「Build Happy Internet Life」へと変更いたしました。そして単なる監視ではなくサービス提供者である顧客企業とインターネット利用者の価値について共に考え、提供していくため、部署を再編し組織体制を強化することで掲示板投稿監視事業の更なる拡大に努めてまいりました。

投稿監視業務では、ソーシャルWEBサービスへの一般利用者からの投稿に対する監視サービスだけでなく派生業務も含めて業務拡大を図ってまいりました。今日ではインターネットやモバイルの普及により、多くの企業がインターネットを通じて商品・サービスを取り扱うようになり、各企業の顧客獲得の争いが過熱した結果、訴求力が強く、消費者の目を引く広告がインターネット上に溢れ、商品・サービスを本来以上の内容と誤認させてしまうトラブルが発生しております。このような環境のもと、インターネットの広告媒体や複数店舗が出店するサイト・モールなどに掲載される広告・サイト上のテキスト・画像情報などに対して、景品表示法、特定商取引法、薬事法等の各種関連法規及び顧客の掲載基準に基づいて、その基準に違反していないかを審査する広告審査業務、インターネット上で公開されているブログや掲示板等の情報から顧客の企業や製品・サービスに対する風評等を調査する風評調査業務といった既存のインフラを利用した派生業務についても積極的に取り組んでまいりました。

カスタマーサポート(以下、「CS」という)業務では、スマートフォンの台頭やSNS向けコンテンツのオープン化により普及が進んでいるソーシャルゲームにおける問い合わせ対応等の業務拡大に努めてまいりました。

また、前事業年度より提供を開始しているソーシャルWEBサービス向けの次世代型運用システム「E-Trust Ident」においては、新たにワードマッチングやレポート機能を実装し、ソーシャルWEBサービスを安心・安全かつ活性化させる環境を構築することで、すべての顧客により大きな付加価値を提供することを目指して競合他社との差別化を図っております。

この結果、第1四半期累計期間の経営成績は、売上高は496,872千円(前年同期比12.1%増)、営業利益は14,499千円(前年同期比80.6%減)、経常利益は14,607千円(前年同期比74.9%減)、四半期純利益は5,647千円(前年同期比82.0%減)となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。業務の種類別の業績は以下の通りであります。

投稿監視業務におきましては、コミュニティサイトに対する監視サービスの必要性がより一層高まりを見せており、大型案件の受注と継続化、既存顧客への深耕営業による取引拡大、新規顧客へのアプローチの強化に努めてまいりました。一部の大口顧客との取引が伸び悩みましたが、ソーシャルメディアやソーシャルゲームといった高成長が見込まれる市場に対して注力して営業活動を行った結果、大手企業との取引が拡大し、今後の成長基盤を構築することができました。

その結果、売上高は348,611千円（前年同期比0.1%減）となりました。

C S業務におきましては、ソーシャルゲームプロバイダ向けサービスの獲得に注力いたしました。多数のプレイヤーが複数のソーシャルゲームタイトルをリリースする市場環境も相まって、案件獲得数は順調に推移いたしました。また、ソーシャルメディア上でエンドユーザーの疑問・不満・悩みなどを自発的・積極的に見つけ、解決するアクティブサポートやソーシャルゲーム24時間カスタマーサポートといった新サービスの提供を行い、業務拡大に努めてまいりました。

その結果、売上高は96,197千円（前年同期比143.5%増）となりました。

派遣業務におきましては、インターネットメディアの監視業務を自社内で運営したいと考えているクライアントに対して、投稿監視業務を運営できる人材を派遣いたしました。また、一部契約においては当社サービスの実績を評価頂いた結果、派遣業務から投稿監視業務へ契約形態が切り替わりました。

その結果、売上高は11,721千円（前年同期比30.0%減）となりました。

オンラインゲームサポート業務におきましては、オンラインゲームを運営するクライアントに対し、ゲームマスター業務などオンラインゲームの運営をサポートする各種業務全般の提供に努めてまいりました。また、既存顧客の新規タイトル追加時の顧客ニーズの把握と深掘りや、既存業務からさらに他業務への展開提案といった施策を行い、業務範囲の拡大を推進いたしました。加えて、ローカライズやデバッグ等の周辺業務についても提案を行ってまいりました。

その結果、売上高は40,342千円（前年同期比5.6%増）となりました。

## （２）財政状態の分析

前事業年度末から当第 1 四半期会計期間末までの財政状態の主な変動は以下の通りであります。

資産につきまして、流動資産が前事業年度末と比較して66,883千円減少し、906,242千円となりました。これは売掛金の増加があったものの、法人税等の納付や配当金の支払いにより現金及び預金が減少したことなどによるものであります。

固定資産が、前事業年度末と比較して21,346千円増加し、262,956千円となりました。これは、前事業年度末以前より開発を開始した監視フィルタリングシステムの稼働に伴うソフトウェアの増加によるものであります。

負債につきまして、前事業年度末と比較して42,776千円減少し、246,014千円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少や賞与支給に伴う賞与引当金の減少があったことによるものであります。

純資産につきまして、前事業年度末と比較して2,760千円減少し、923,184千円となりました。これは、配当金の支払いによる8,408千円の減少と四半期純利益5,647千円の計上によるものです。

## （３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

## （４）研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,400,000
計	5,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,681,600	1,681,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	1,681,600	1,681,600	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	1,681,600	-	337,326	-	294,576

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は、第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,680,400	16,804	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	1,681,600	-	-
総株主の議決権	-	16,804	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	710,771	624,241
売掛金	206,371	239,733
仕掛品	692	3,491
貯蔵品	9,841	-
前払費用	15,096	15,917
繰延税金資産	29,783	21,062
その他	569	1,796
流動資産合計	973,126	906,242
固定資産		
有形固定資産		
建物	39,478	39,478
減価償却累計額	12,317	13,538
建物(純額)	27,161	25,940
工具、器具及び備品	60,491	63,627
減価償却累計額	29,156	32,088
工具、器具及び備品(純額)	31,335	31,539
建設仮勘定	997	997
有形固定資産合計	59,493	58,477
無形固定資産		
ソフトウェア	38,403	53,970
ソフトウェア仮勘定	79,894	87,147
その他	251	251
無形固定資産合計	118,549	141,369
投資その他の資産		
敷金及び保証金	58,786	58,267
長期前払費用	179	-
繰延税金資産	4,600	4,842
投資その他の資産合計	63,566	63,109
固定資産合計	241,609	262,956
資産合計	1,214,736	1,169,199

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	9,727	4,098
未払金	168,777	178,929
未払費用	6,220	4,702
未払法人税等	34,200	1,970
未払消費税等	26,818	17,492
賞与引当金	35,260	19,169
その他	4,745	17,746
流動負債合計	285,749	244,110
固定負債		
長期未払金	3,041	1,904
固定負債合計	3,041	1,904
負債合計	288,791	246,014
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	337,326	337,326
資本剰余金	294,576	294,576
利益剰余金	294,043	291,282
株主資本合計	925,945	923,184
純資産合計	925,945	923,184
負債純資産合計	1,214,736	1,169,199

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 1 四半期累計期間】

( 単位 : 千円 )

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	443,354	496,872
売上原価	278,673	389,344
売上総利益	164,680	107,527
販売費及び一般管理費	90,087	93,028
営業利益	74,593	14,499
営業外収益		
受取手数料	50	95
その他	3	12
営業外収益合計	54	108
営業外費用		
株式公開費用	16,366	-
営業外費用合計	16,366	-
経常利益	58,281	14,607
特別損失		
固定資産売却損	-	8
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,868	-
特別損失合計	1,868	8
税引前四半期純利益	56,412	14,599
法人税、住民税及び事業税	19,180	471
法人税等調整額	5,872	8,480
法人税等合計	25,053	8,951
四半期純利益	31,359	5,647

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 これにより、当第1四半期累計期間の賞与引当金戻入額10,854千円は、売上原価並び販売費及び一般管理費の区分に計上しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、以下の通りであります。

前第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 3,675千円	減価償却費 7,566千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月20日 定時株主総会	普通株式	8,408	5.00	平成23年9月30日	平成23年12月21日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

当社は、掲示板投稿監視事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	21円79銭	3円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	31,359	5,647
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	31,359	5,647
普通株式の期中平均株式数(株)	1,439,286	1,681,600
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	21円11銭	3円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	46,364	18,607
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

イー・ガーディアン株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 中野 敦夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千島 亮人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ガーディアン株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ガーディアン株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。